



はす

阪田会計だより

発行人
公認会計士・税理士
阪田真二

〒567-0827
茨木市稲葉町5-14
TEL 072(634)4331(代)
FAX 072(632)1828

9月 (長月) SEPTEMBER

19日・敬老の日
23日・秋分の日

日	11	25
月	12	26
火	13	27
水	14	28
木	1	15
金	2	16
土	3	17
日	4	18
月	5	19
火	6	20
水	7	21
木	8	22
金	9	23
土	10	24

9月の税務と労務

国 税 / 8月分源泉所得税の納付

9月12日

国 税 / 7月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等)

9月30日

国 税 / 1月決算法人の中間申告

9月30日

国 税 / 10月、1月、4月決算法人

の消費税等の中間申告

(年3回の場合) 9月30日



ワンポイント スマホでの確定申告 150万人を突破

国税庁の令和3年分確定申告状況によると、自宅からスマートフォン(スマホ)を使ってe-Taxで申告書を提出した人は153万人で、前年分の約1.5倍、3年で約12倍に大幅増加しています。スマホのカメラで源泉徴収票が読み取れる等のサービス向上やスマホ申告体験コーナーの増設などの施策が効果を上げています。

接待等のために支出するものを除きます）であって、その支出する金額を飲食等に参加した者の数で割って計算した金額が50000円以下の費用は、交際費等から除外されま

す。
 なお、50000円以下の少額飲食代を全額損金扱いとするためには、次に掲げる事項を記載した書類（領収書等）を保存していることが要件とされており、要件を満たした領収書等が保存されていなかった場合は、通常の交際費と同じ取扱いとなりますので注意が必要です。

【領収書等の記載事項】

- ・ 飲食等を行った年月日
- ・ 飲食等に参加した得意先や仕入先等の氏名または名称、その関係
- ・ 飲食等に参加した人数
- ・ 飲食等に要した費用の額や飲食店等の名称、所在地
- ・ その他飲食等に要した費用であることを明らかにするため必要な事項

図表3 交際費等の特例措置

資本金の額等	特例措置の内容
1億円以下	次のいずれかの金額を損金算入 ①支出交際費等の金額のうち定額控除限度額（年800万円）までの額 ②接待飲食費の額×50%
1億円超 100億円以下	接待飲食費の額×50%が損金算入
100億円超	支出交際費等の全額が損金不算入

3 損金不算入と特例措置

交際費等の額は、原則として、その全額が損金不算入とされています。しかし、損金不算入額の計算に当たっては、様々な要件の下で一定の措置（特例措置）が設けられています（図表3参照）。

(1) 中小法人（資本金の額等1億円以下の法人）の交際費

等については、年800万円の「定額控除限度額」もしくは「飲食のための支出の50%」を選択した上でその金額まで損金算入することができ、これを超える金額は損金不算入となります。

(2) 大法人（資本金の額等1億円超100億円以下の法人）の交際費等の支出は「飲食のための支出の50%」までを損金に算入することができます。

(3) 社内接待費を除きます。適用期限の延長

令和4年度税制改正において、交際費等を年800万円の定額控除限度額まで損金算入できる特例措置及び接待飲食費の50%を損金算入できる特例措置については、適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されています。

4 渡切交際費

渡切交際費について国税庁では、「使用者の業務のために用すべきものとして支給されたものであっても、そのために使用したことの業績が明らかでない



いもの」と定義しており、会社が役員や従業員に対して交際費等の名目で支出するもので、後から精算や報告をしないものが該当します。

例えば、役員や営業担当の従業員に対し、交際費として毎月一定額の金銭を支給しているが、その精算は行っていないものなどです。

渡切交際費は、実質的に支給された役員等が任意に使えることから、税務上、交際費には該当せず支給した役員や従業員に対する給与（みなし給与）等として取り扱い、源泉徴収の対象になります。

販管費における債務確定の判定

法人税法では、その事業年度の「販売費、一般管理費その他の費用」のうち損金算入することができるのは、償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務が確定しているものに限られています。

1 原則的な取扱い

その事業年度終了の日までに債務が確定しているものとは、その事業年度終了の日までに次に掲げる要件のすべてに該当するものをいいます。

- ① その費用に係る債務が成立していること
- ② その債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること
- ③ その金額を合理的に算定することができるものであること

2 例外的な取扱い

次の費用については、前記1の要件を満

たさない場合でも損金算入が認められます。

(1) 損害賠償金

債務が確定していないときであっても、その事業年度終了の日までにその額として相手方に申し出た金額に相当する金額（保険金等により補填されることが明らかな部分の金額を除きます）をその事業年度の未払金に計上したとき。

(2) 短期前払費用

前払費用の額でその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているとき。

(3) 消耗品費等

事務用消耗品、作業用消耗品、包装材料、広告宣伝用印刷物、見本品その他これらに準ずる棚卸資産（事業年度ごとにおおむね一定数量を取得し、かつ、経常的に消費するものに限り）の取得に要した費用の額を継続してその取得をした日の属する事業年度の損金の額に算入しているとき。

居住者証明書の請求

租税条約の主な目的は二重課税の回避や脱税の防止で、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のために締結される条約等をいいます。

日本と租税条約を締結している国等において、日本の居住者が租税条約に基づく減免等を受けるために、相手国等に対して、日本の居住者証明書の提出が必要になる場合があります。その場合には、所轄の税務署で居住者証明書の交付請求を行うことができます。この居住者証明書が「租税条約上、日本の居住者であること」等を証明することになります。

居住者証明書は、原則として、相手国等により様式が定められている場合にはその様式を使用します。しかし、収入（所得）金額または所得税額や相手国等にPE（恒久的施設）を有さないことなどがその様式に含まれている場合には、証明書を発行できない場合があります。あらかじめ所轄の税務署に確認が必要です。

キャッシュバックサービス〔消費税〕

Q 販売促進を目的に商品の購入者全員に対し、キャッシュバックサービスを行いました。このときの消費税の処理方法を教えてください。

A 売上割戻となり、消費税上は「売上げに係る対価の返還等」に該当します。

消費税法では、事業者が販売促進の目的で販売奨励金等の対象とされる課税資産の販売数

量、販売高等に応じて取引先に對して金銭により支払う販売奨励金等は「売上げに対する対価の返還等」に該当する旨規定しています。ここでいう取引先には、消費者である商品の購入者も当然含まれるものとされます。一方、販売数量や販売高等に依らない販売奨励金等は販売促進費等となり、対価性がないため「不課税取引」となります。